

十二年	五九〇〇	二八八〇	一、〇〇〇
十三年	四、二〇〇	三、一〇〇	一、九〇〇
十四年	四、二〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇
十五年	四、二〇〇	三、三〇〇	一、二〇〇
十六年	四、一〇〇	三、一〇〇	一、四〇〇
十七年	五、一〇〇	四、〇〇〇	一、五〇〇
十八年	五、四〇〇	四、三〇〇	一、七〇〇
十九年	五、七〇〇	四、五〇〇	一、八〇〇
二十年	六、〇〇〇	四、八〇〇	二、〇〇〇

二十年以上は一年を均すし母に解産手書は母の老衰手書は二十四日  
退職手書は十五日づつと加ふものとす  
二十一年以上の超過月数に二十二年に均せたり月数は二十一年に均す均  
加日数に十二分の一を分數計算の方法により算出し一月に母に

手書に均す均すものとす

以上

手書に均す均すものとす 後教に便す

七、一四、

天次

天